

# 令和7年度第1回三重県社会福祉審議会児童福祉分科会 議事概要

日時：令和7年5月22日（木）13時30分～15時30分

場所：三重県勤労福祉会館 第2会議室

## 1 出席委員(12名)

小畑 英慎、奥野 敏、佐々木 光明、田上 清乃、竹村 浩、中島 弘道、中野 智行、  
廣瀬 純子、藤田 典子、松浦 直己、松岡 典子、山本 壽人

## 2 傍聴者 なし

## 3 会議の公開・非公開 公開

## 4 主なご意見

### (1)「みえ子どもスマイルレポート」(案)について 【資料1】

(廣瀬委員)

- ・⑨の男性育児休業取得率が推進したことが非常に心強い。今までは、給与面で約7割しか保証がなかったが、男性育休も1か月は10割保証されることであったり、企業によっては他に保証があったりすることが要因ではないか。経済的な心配や不安がなくなったことや、個々の取組により企業の雰囲気も変わってきたということが大きい。
- ・一方で、三重県では、ジェンダーギャップが大きな課題となっている。男性が、育児や家事に参画しないことが、女性の働き方を阻害しているということも一因となっている。それが、人口流出等につながっていると考えるため、男性の育児参画の推進は大きな意味を持つのではないかと。

(松浦委員)

- ・本当に男性育児休業取得が増えてきたことはいろんな職場で実感できる。

(田上委員)

- ・父親が保育園の送迎を積極的にしているし、小学校の授業参観にも来ていることから育児しやすい体制が整っていると思う。
- ・若者の就労支援について、情報の発信等されているところではあるが、子どもの段階からの就労支援は、自立した生活を行う上でも非常に大事だと思っている。数値としてはまだ出てないが、今後も積極的にSNSとか、インターネット等を通じて、発信していただければと考えている。

(松浦委員)

- ・男性の育児休業率の目標値が25.8%の根拠は何か。

(事務局)

- ・当時、スマイルプラン中で、目標値を設定した。男性の育休取得率は、増加しており、国においても2030年までに育児休業取得率の目標値が85%となっている。実際、三重県の育児休業取得率も32.7%になったが、女性の育児休業率は、9割以上であり、先ほどのご指摘のように、ジェンダーギャップにも関わってくる。制度は充実してきたが、取得のしやすさや課題についても事業のなかですすめていく。

(松岡委員)

- ・毎年、母子保健コーディネーター養成数が数値目標を達成したという報告は聞くが、実際に市町と連携しながら取組を進めていると、実際にこの母子保健コーディネーターの方と、遭遇

したり調整をしていただいたりする経験があまりない。数値目標を達成している実感が弱いの  
で、母子保健コーディネーターの方が、実際にどのようなことをされて、切れ目のない妊産婦  
とか乳幼児ケアの充実にどういう形で関与しているのかが見えないのでお伺いしたい。

(事務局)

- 数値としては達成してはいるが、達成しているからといってそれですべてが解決するという訳  
ではなくて、養成した方が地域の中で中心的に活動をしていただけたということが本来の趣旨  
と考えている。おっしゃっていただいた通り、養成した方が各市町においても見えない状態が  
あり、県としても情報提供とか横展開する考えもある。中身を充実していけるように取り組ん  
でいきたい。

(小畑委員)

- 不妊治療について、2年前に、保険化が適用され、経済的負担は少なくなったということは、  
確かだが、職場の理解が進まない課題がある。不妊治療しようと思うと毎日注射に通ったり、  
採卵に時間がかかったりとかがある。先ほどの廣瀬委員の発言にもあったように、企業内で理  
解を深めていただければと思っている。
- 不妊に関しては、診療所やクリニックとしては、三重県はある程度充実をしている。絶対数が  
足りないということはないと思っている。
- 周産期医療体制の充実というところで、周産期死亡率は、この数値であれば、世界一安全な、  
低い死亡率といってよい。妊産婦死亡率に関しては、妊産婦の死亡が1件あると、このような  
数値となる。令和6年度も妊産婦死亡が1件あった。
- 三重県の地域によってもだいぶ周産期医療体制が異なる。例えば東紀州や名張伊賀地区が問題  
となっていて、産む場所がなくなっている。
- 切れ目のない妊産婦乳幼児ケアについて、産後ケアが全国的にも広まってきている。四日市は、  
北勢地区でも需要がある。最初は特定妊婦がメインだったが、子どもを育てるのに疲れて、も  
うひたすら寝たいという妊婦のニーズが急増してきた。絶対数を増やしていける方向にしてい  
きたい。
- 人工呼吸器をつけている子は三重県内で87人ぐらいいるが、ある程度医療的ケアを行い、何  
とか回っていると思う。

(松浦委員)

- 三重県内において、不妊治療を提供している医療機関は相当数あるが、名張市等で分娩できる  
病院は、今のところないということか。

(小畑委員)

- 名張伊賀地区で1ヶ所。  
東紀州も苦しい。1ヶ所とか2ヶ所という厳しい状況になっている。

(松浦委員)

- それはかなり致命的な問題か。

(小畑委員)

- かなり致命的な問題だと思う。

(事務局)

- 県としても、指摘があった伊賀名張地区は昨年までは分娩できる医療機関が3つあったが、急  
激に1ヶ所になってしまった。分娩ができる環境が非常に危ない状況であるということは、私  
どもも認識している。各地域のご意見を伺いながら、検討していくという必要があるので、近々  
にも、新しく検討会を立ち上げて、各市町のご意見も含めて伺いをしながら、この周産期医療  
体制というのを考えていきたい。

(藤田委員)

- ・小畑委員がおっしゃったように、やはり分娩ができる場所の偏在している問題はすごく大きい。産みたくても産めないという時代がやってくることを非常に危惧している。この周産期医療の充実というあたりもこの周産期死亡率のことだけを挙げているが、今後、分娩できる場所を確保していくことも拾い上げていくことが重要である。
- ・高齢出産や低体重児出生が増えてきている。いろいろな要素が絡み合っていると思うが、若者から自分のライフスタイルであるとか、健康について教育していくことも重要である。
- ・妊娠前、妊娠中、出産、分娩後を支える保健師、助産師、看護師による切れ目のない支援は市町ですごく一生懸命手だてを考えていただいていると思う。体制もしっかりしている。しかし、市町、保健師、助産師、看護師のネットワークがどこまでできているかが分かりにくい。助産師が市町の事業、体制とかを知らないケースが多い。つながっていききたいけど、地域でどのようなことを行っているか分からない部分がある。助産師も勉強していこうという姿勢はあるが、繋がっていない感じがある。地域と病院の看護師自体が地域とつながるってということが非常に難しいが、やはり保健師と助産師、看護職同士で、連続してケアをしていくのに、ネットワークが必要で、継続支援ができるような体制は大事だと思う。
- ・発達支援の医療的ケア児も、やはり地域ケアが重要である。学校看護師の存在は非常に大きい。保護者も学校看護師がいることで非常に安心して働ける。学校看護師がいることによって、校外学習等への参加ができるようになってきた。学校看護師の貢献は、子どもの発達に大きい。しかし、学校看護師についての理解が進んでない現状がある。こういった活躍ぶりも、何かの機会にまた知らせていけると良い。

(松浦委員)

- ・例えば東紀州とか伊賀名張で産める医療機関を増やすことを目標値にしても良いのではないかな。
- ・助産師と看護師との連携についてや、特定妊婦だけの問題ではなく、小さいお子さんを抱えている母親が疲れ果てている、そこへの支援が重要である。

(事務局)

- ・周産期死亡率というところを、今までも検討して目標値に掲げてきたが、分娩ができる体制が脆弱になってきているというご指摘を踏まえて、考えていきたい。
- ・出生数が減っていることや、高齢で出産される方も増えている。ハイリスクの妊婦が増えている。地域の安全体制が整った病院で産めるようにバランスを考えていく。

(事務局)

- ・地域の助産師や保健師との連携は、地域で切れ目なくしていくためにそれぞれノウハウや、助産師の方々のつながりがすごく大事だと思う。各市町との連携についても、私どもできる範囲でお知らせしていただいて、つながれる方法を考えていきたい。
- ・産後ケアの対象も特定の妊婦だけでなく、休息できる場として、助産師の方から助言いただけるようなモデル事業をしている。今後、モデル事業を横展開していきたい。

(松浦委員)

- ・学校看護師は特別支援学校で肢体不自由の児童への医療的ケアや健康管理で活躍することが多いと思う。三重大学の医学部や看護学部から、養護教諭の免許取得のため附属学校で実習を希望する学生がいる。今後、年間数人単位で看護師が養護教諭の免許を取得するいい流れがある。

(奥野委員)

- ・里親の委託率は、家庭養育優先の原則があり、目標値を高く設定をしながら取り組んだと思う。しかし、結果としては向上しなかった。その部分をどういうふうに分けるのか。基本的に、様々な施策を行い、フォスタリング機関による里親支援については、児童養護施設のご協力もあって、かなり充実してきたが、増えなかった。里親委託率の高い自治体は、児童相談所における里親専任職員の増員がかなり実施されている。三重県においても、当初、北勢児童相談所、中央児童相談所にそれぞれ1名ずつ配置された。その後、専任ではなく兼任という形で、里親担当職員を配置していただいたが、里親委託率の高い自治体は2桁以上の里親専任の職員

が配置されている。三重県においても、昨年度、要保護児童の中の75%以上、里親委託検討したが、結果として、10%から20%程度しか、里親に委託はされなかった。その部分についてはマンパワーが大きいと思う。

- ・里親の問題や、子ども自身が児童養護施設を選択するという部分はあるが、今後、里親、児童相談所の人員の拡充、それから里親専任の職員の配置数を、多くしない限り、今後も里親委託率は同じ結果になると思う。

(事務局)

- ・里親に委託する際の支援、里親さんの支援も必要である。フォスタリング機関であり里親専門相談員であるということで児童養護施設と連携していく。
- ・里親に委託してからも、児童相談所の職員が必ず関わる自治体があることは存じ上げてはいるが、そういった体制に至らない現状である。今回のご意見を念頭におきながら、今後の人材育成等について検討して進めていきたいと思う。

(奥野)

- ・里親の養育について、誤解なく、親権者さんに説明する際に、専任の職員さんの配置は必須条件だと思う。先進的な取組をしている福岡市、新潟県等を視察するとよいのではないかと思う。

(中島委員)

- ・発達に課題を抱える子どもに対して、診療して、必要があれば、いろんな形での医療的介入や、環境面に対しての助言、支援を行っている状況で、できるだけ三重県立子ども心身発達医療センターのリソースを有効活用し、初診の予約を必要な方に、早く、利用できる工夫を考えている。また、地域のコーディネーターを育成して直接関わるのが難しい場合は対応している。
- ・目標の中にもあった、CLM(チェック・リスト・イン三重)をより有効活用できるような形で、人材育成をして、社会的にも認知が進んで広がり、理解も深まってきた。医療としてのサポート、対応も随分改善されてきた。しかし、学校や福祉機関、行政とやりとりする中で、理解がしてもらえない、サポートするのに時間がかかるということがある。
- ・医療機関だけでは難しい部分があるため、プライマリ・ケアは小児科の先生に連続講座をしていただき、知識を深めていただいて、最初の入口部分で対応できるようにしたり、保育士や教員にコーディネーターとしての役割を担ってもらうために、研修に半年から1年来ていただいたりしているが、学校やケースワーカーといった役割を持つ人の数がある程度作っていき、スキルを広げることによってその各組織の中で、よりスキルアップもしくは他の地域との連携を図って、地域における、サポートができると思う。
- ・人材育成を図ることによって、本来的な専門職、医者とか看護師とか、パラメディカルの人、作業療法士とかリハビリ関係の人とか、学校教員が寄り添っていけるような人材を育成していただけると、自分たちもより地域に安心して関与していける。

(松浦委員)

- ・医療と教育・学校との連携が大切だということだと思う。

(中島委員)

- ・教育現場は人手不足によって多忙である。制度的に変わる部分があるといい。特別支援教育もインクルーシブ教育の中で、人手不足による難しさがある。

(事務局)

- ・スクールソーシャルワーカーはここ数年で2倍くらいの人数になっている。それでもまだ足りないという認識をしているので、学校と外部をつなぐ役割を持つ人材を充実させていきたい。

(松浦)

- ・スクールカウンセラー等活用事業の予算が467,622千円とあるが、それでもまだ足りてないということか。

(事務局)

- ・まだ足りていない。

(山本委員)

- ・ここ2年ぐらいの間に、南勢地域でも里親を受けるという申し込みが増えてきた。今後も、そのような方向性をつけていただければと思う。
- ・子どもの虐待についても、民生児童委員は、つなぎ役である。施設の人材を育成することによって、つなぐことができる。つなぐことができなかつたら民生児童委員は右往左往してしまう。

(事務局)

- ・児童相談所や保護施設の職員の方も少し人材確保に課題がある。里親の登録数が一定充足している地域はあるが、南勢地域で里親の登録数がまだまだ少ない状況がある。福祉は人で成り立つところがあるので、どのような形で人材を確保していくのが課題である。

(中野委員)

- ・社会的養育を推進していくにあたって、その人材は、対人援助職と言われる職だと思う。これは保育士、地域の看護師、ソーシャルワーカー等の集合のチームだと思う。残念ながら三重県でこのチームを組んでいくときに、カリキュラムが弱いため保育士が不足してしまう。ソーシャルワークを学ぶ学校もあるが、学生不足のため、もしかすると無くなってしまいうという現状が三重県にはある。
- ・愛知県の学校に進学すると保育士が三重県ではなく、愛知県の施設に就職することが多い。人材を三重県で育成して、三重県で就職できるような、努力が必要。これは保育士養成課程の学生にもう少し先の勉強をさせる必要がある。多機能化事業とか進まないのは、その人材がいないのでできない。これでは進まない。まずは人材を育てることに重きを置いてほしい。

(松浦委員)

- ・保育士だけではなく、ソーシャルワークを学ぶ人も少ない。もちろん少子化なので学生数が減っている。もっと年配の方に力をかしてもらいたい。50歳を超えて退職された方がソーシャルワーカーとして現場へ入って若手を育てている事例がある。県庁職員が10年、15年経ち退職後に力を貸すということもできるのではないかな。

(事務局)

- ・培ってきた知見の活用というご意見はいただく。今年度から、児童相談所で、人材育成専門員というような職種を置いた。これは児童相談所長を退職後の職員が担っている。
- ・保育士を目指す方は、一定数いると思うが、多くの場合が保育所で勤務することをイメージしている。児童養護施設にも当然、保育士の職はあるが、知らずにいる方もみえるので、魅力を伝えていく方策はないか考えていきたい。

(松浦)

- ・人材育成専門員の配置は今年からか。

(事務局)

- ・今年度から児童相談所に配置している。

(竹村委員)

- ・家庭養育優先の原則があるが、結果として、そうではない現実がある。
- ・養育里親よりも、難しいケースがすごく増えてきている。養育里親が、ごく普通の家庭に迎え入れるっていうことで、愛着形成の問題が中心である、それに伴い、発達障がいも含めて難しいケースが多くなっている。最初は、広報啓発から最後のケアまですることがフォスタリング機関の狙いだったが、そのあたりの一貫性がなかなか三重県の場合取りきれていない。県の方向性に基づいた支援体制が取り切れていない。里親にだけ重荷を背負わせるのではなくて地域で支えていくという体制が必要。

- ・措置されない、もしくは措置されて在宅に戻されるケースがある。児童虐待防止のところで、養育関係の再構築とあるが、ほとんど不可能である。在宅に戻す場合は、児童相談所も含めて、訪問等いろんな支援が必要。
- ・養育関係の再構築が大事ではあるが、親子分離せざるをえない。子どもの意思が前提で大事。家庭で養育することは大事であるが、どういうふうにするのかがなく、自立しにくいことは見えているのに在宅に戻している。市町、子ども家庭センター、児童相談所の判断が関係しているが、病院とか他のところとの連携が、まだまだ弱い。
- ・家庭復帰が大事ではあるが、親子分離はしなくてはならない。子どものことを考えると、絶対無理だと思われるケースでも家庭復帰しているので、県の方向性を聞きたい。

(事務局)

- ・里親が地域で孤立してしまわないようにというか、養育、育てる事情がかなり一般家庭とは異なっているので、当然孤立しないように支援が必要である。フォスタリング機関、里親支援センターが支援している。県の職員だけで完結するものではなくて、児童養護施設の職員と連携しながらやっていくことが必要である。これまでの仕組みをトータルで一貫して整合性のあるものにしていくかというところもかなり検討は必要。今後も模索していきたい。
- ・県だけでそういった模索ができるわけではないと思う。児童養護施設、里親、NPOの方々と連携しながら検討してよりよい三重県のサポート体制、地域でのサポート体制にしていきたい。
- ・三重県も令和7年4月から里親支援センター始まった。フォスタリング機関も含めて、里親のリクルート、研修、マッチング、訪問支援といったそれぞれ担当者をおきながらや進めている。
- ・三重県は児童相談所単位で県内6つの地域に仕組みをつくっていかうというかたちになっている。地域の施設の里親支援センターや市町を含めて関係性の中でそれぞれのエリアでまずはできることをやっていくっていうのが1つだと考えている。
- ・児童相談所は、家庭に非常に問題があるというところでお預かりする。在宅へ戻す場合は確かにあるが、家の問題がすべて解決したということで戻す。社会的ストレスや孤立などを抱えていることも検討しながら在宅へ戻す。在宅に戻すときには孤立しないように子どもがSOSを出しやすいような市町等の関連機関の方と連携しながら対策をしていくことが三重県の方向性だと思う。

(竹村委員)

- ・その方向性ではなく、在宅へ戻す方向になってきたのかを聞きたい。里親や施設でもなく、在宅に戻す支援体制をする方向になっているのかを聞きたい。

(事務局)

- ・そのような具体的な方向性はない。
- ・個別の事情で判断している。

(竹村)

- ・里親支援は6地域バラバラではない方向性を全県で構築ができるようお願いしたい。

(佐々木委員)

- ・資料1の8の項目で、あまり進んでいない項目がある。これをどう捉えればいいのか。4年間の施策に関して行政としてチェックしているが、進んでない。進まなかった原因はどこにあるのか。以前からの累積・実績もあり、項目をなかなか変えにくいとは思いますが、指標の問題なのか、具体的な施策遂行の進行管理の問題なのか分析が難しいと思う。「ありのままみえっこプラン」を策定するにあたって、課題がどこにあるのか、進まない背景どこにあるのかというのを確認する必要がある。逆に進んだところの良かった点、なぜ、進んだのかという点についても確認して活かしてほしい。
- ・資料1の子どもの貧困対策のところ、日本は、子どもが幸せと感じる指標が驚くほど低い。子どもの貧困問題は子どもがどういう状況に置かれているかということが重要となる。子どもの居場所や学校は、子どもが長時間過ごすので重要な施策課題である。子どもの居場所の数が増えているという背景があると思うので、それを拡充していくという指標が出ていないので、

確認しながら次の手を打ってほしい。

- ・学校と連動する形が必要だと思う。虐待の検証において、学校の在り方が重要な意味をもつ。子どもたちの支援に関して学校のプラットフォーム化やアドボケイトの担い手の拡充が必要だと思う。学校からの情報共有のあり方や、相談体制の課題を具体的にしていければいい。
- ・子どもの声を聴くためには、地域が重要である。子どもの声を拾うための具体的な施策が必要。NPO等の団体の連携の在り方が求められる。

(事務局)

- ・人材確保、居場所の運営施設の話、ニーズ・シーズのマッチング、経済的な補助などにつきましても今後、ご意見等いただけますようお願いしたいと思う。
- ・本年4月に県立の夜間中学みえ四葉ヶ咲中学校が開校した。当初は夜間中学コースで学び直しを希望する方を対象としていたが、不登校、不登校傾向の中学生も受け入れる学びの多様化学校コースを設けた。
- ・結果的には、夜間中学コースで40名、学びの多様化学校コースで30名、計70名の方が、この4月に入校した。今、それぞれが自由進度学習で、もう一度学び直したいことをもとに、カリキュラムを組みながら、皆さんが学んでいる状況である。
- ・もう一度学び直したい方や、これまで、引きこもって外に出ることができなかった方が、思い切って外に出ることができた、そういう方々の思いを実現できるような形にできよう進めているところである。

## (2)「ありのままでみえっこプラン」について

(竹村)

- ・権利救済の有識者会議は今年度どのように作られるか。
- ・子どもの権利に関する啓発資料作成のところに、「作成に子どもが参画」と書いてあるので、よいと思う。どうしても大人が子どもに理解してもらおうと思ってしまうので、子どもたち自身が参画することが大事である。
- ・子どもアドボケイトが、一時保護所、児童養護施設で始まってきたが、学校現場も含めて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとは違う立場の、子どもの側に立った立場の人が必要であり、増えていかないと、新しい事業のねらいが活かされない。

(事務局)

- ・有識者会議については、権利救済の仕組み等なかなか難しいところがあると思っている。他県の状況や、こども家庭庁の調査結果が出てくるので、それを踏まえて計画していきたい。
- ・子どもの参画、アドボケイトについては、本日、皆様に配布したチラシの「みえっこ会議」で、子どもからの意見を聞いて、反映できるようにしたい。他県の事例を見ると、アドボケイト、子どもの意見をうまく代弁できるような方もこの中に入っていて、子どもの意見を聞き取ったり、集約したりして、会議をまわしていく予定で進めている。

(田上委員)

- ・あらゆる場面で子どもの意見表明がされることは非常にいいことだと思う。特に裁判では、子ども意見がなかなか通らないことが多い。離婚の際、子ども自身が望むことが尊重されないことがあり、親の意見に左右されてしまうことが非常に。行政の問題だけでなく、裁判所も変わっていく必要がある。
- ・学校の校則は、だいぶ見直していると思うが、まだ合理的な理由がなくて残っている校則もあるのではないかな。見直していけたらよい。

(事務局)

- ・ブラック校則ということで話題になっているが、文部科学省から子どもの意見を取り入れるようにするという通知が令和3年度にあった。三重県では、令和2年度から、県立学校については、しっかりと子どもの意見を校則の見直しに取り入れ、保護者の意見、そういったものを

取り入れるということで、校長会を通して、通知した。そのときだけではなくて継続的に時勢に合った見直しが必要である。具体的には、頭髪やアルバイトの要件についても見直していくよう通知したところである。

- ・ 県立学校の校則はすべてホームページに掲載されている。中学校の校則についても市町の教育委員会に周知をしている。

(田上委員)

- ・ 頭髪について、地毛証明をとることは今でもあるのか。改善されているのか。

(事務局)

- ・ 令和3年4月以降県立学校では、地毛証明の提出というのはありません。

(佐々木委員)

- ・ 救済制度について、相談と救済をセットにした形で実現できるようにお願いしたい。見通してとして、年内なのかその先なのか少し具体的なをお聞かせいただければなと思う。子どもの意見表明については、子どもの理解に関することだけではなくて、地域をどのようにつくっていくかという、子どもの声の聞き方をぜひ考えていただきたい。

(事務局)

- ・ こちらの方にも書かせていただいている通りであるが、書かせていただいた以上は、事務局で検討を進めていきたい。

(3)「三重県子どもを虐待から守る条例」の改正について(報告)【資料3】

(松岡委員)

- ・ 女性が予期しない妊娠である場合、出産したら、その母親が育てないといけないという価値観が社会的にあり大変なプレッシャーがある。育てられないという状況を抱えたまま、結果として虐待死をさせてしまうケースがある。産む使命と育てる使命は違っていいということを伝えている。
- ・ 三重県で特別養子縁組というのは、実際どれぐらいあるのか知りたい。子どもの育ちを永続的に保障するため、特別養子縁組を、国も進めている。
- ・ 居場所がない妊婦は、家に帰れない、お金がない、公園やネットカフェを転々としている。安心した場所を居場所を提供するために、妊産婦生活援助事業を国が進めようとしている。居場所の提供と、生まれてくる子どもの福祉の両面を幅広い形で、予期しない妊娠をした妊婦さんたちの支援が広がるとよい。

(事務局)

- ・ 特別養子縁組の件数等々データについては改めて報告する。
- ・ 妊産婦生活援助事業についても国の動向を確認しながら進めていく。

(松岡委員)

- ・ 韓国では、妊産婦生活援助事業のようなことを、母子生活支援でやりつつ、資格を取得している。施設入所の中で、それで確実に自立まで向けていく取組が充実している。日本は、母子生活支援で入所した母子の生活がまだまだ立て直せない。期限がきたら施設から出されてしまうことがある。子どもたちにとっても母親女性にとっても、社会にもう一度戻って、子育てをしながら、地域で生きていくことができることを願っている。